

株式会社都市居住評価センター 電子申請システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、株式会社都市居住評価センター(以下「当機関」という。)に対し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に申請する者が、当機関が電子申請等のサービスを行うために運営する電子申請システム(以下「本システム」という。)の利用にあたって必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電子申請 インターネットを利用して本システムにアクセスし、申請等を行うことをいう。
- (2) 利用者 本システムを利用して、電子申請を行う全ての個人及びその個人が所属する法人等をいう。
- (3) 利用者登録 本システムの利用に必要な利用者 ID 及びパスワードの発行のために、本システムを利用して所属する法人名等、氏名、メールアドレス等の登録を行うことをいう。
- (4) 利用者 ID 利用者を特定するため、利用者登録時に当機関が付与する一意の符号をいう。
- (5) パスワード 利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し管理する符号をいう。
- (6) 電子ファイル 本システムを利用して添付する電磁的記録による書類等をいう。
- (7) 入力情報 本システムに入力した物件情報をいう。

(利用登録及び登録の解除)

第3条 本システムの利用を希望する者は、本規約を承諾のうえ、本システムに必要事項を入力し利用者登録を申請するものとする。

2 本システムは、本規約に同意されていることを前提に提供するものであり、利用の前に必ず本規約の内容を確認し、本規約に同意しない場合には利用できないものとする。

なお、本システムを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

3 本システムの利用を希望する者が、次の各号のいずれかに該当する場合、本システムの利用者登録を行わないのものとし、また登録後であってもいつでも登録を解除することができるものとする。

- (1) 本システムを当機関への申請以外の目的で利用した場合。

- (2) 本システムの管理及び運営を故意に妨害した場合、又はそのおそれがある場合。
 - (3) 利用者登録の際に入力した内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
 - (4) 第三者による不正使用が判明した場合、又はそのおそれがある場合。
 - (5) 過去に本システムの登録を取り消された者、又はその関係者であると当機関が判断した場合。
 - (6) その他、当機関が登録を適当でないと判断した場合。
- 4 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更があった場合、本システムにより遅滞なく登録情報の変更を行わなければならない。

(利用者の責任)

第4条 利用者は自己の責任と判断に基づき、本システムを利用し、利用者 ID、パスワード及び利用によって生じる各種情報を厳重に管理するものとする。

- 2 利用者は、本システムを利用するために必要な機器及び環境をすべて自己の責任と負担において準備し、本システムを利用してなされた一切の行為について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、それらの管理を自己の責任において行うものとする。
- 3 利用者は、本システムの利用に際して、使用する機器のセキュリティ対策を行うものとする。
- 4 利用者は、本システムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとする。ウイルスチェックに使用するアプリケーションは、常に最新のパターンファイルを適用することとする。
- 5 利用者は、利用者 ID 及びパスワードの盗難、第三者による不正使用が判明した場合、又は、そのおそれがある場合には、直ちに当機関にその旨を連絡するとともに、当機関からの指示がある場合にはこれに従うものとする。
- 6 利用者は、利用者 ID 及びパスワードが使用されたことにより、当機関又は第三者において損害が生じた場合には、その損害に対して賠償する責任を負うものとする。ただし、利用者 ID 及びパスワードが使用されたことにつき、利用者に帰責事由がないときはこの限りではない。

(利用可能時間)

第5条 本システムは、原則、24 時間 365 日利用可能とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前通知することなく本システムの一部又は全部を停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

- (1) 災害、停電、その他本システムを維持することが困難になった場合。
- (2) 本システムに関する機器メンテナンス、設備の点検等を行う必要がある場合。
- (3) 本システムの保守点検等を行う必要がある場合。
- (4) 本システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合。
- (5) その他、当機関が必要と判断した場合。

(禁止事項等)

第6条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 虚偽の利用者登録による利用者 ID の取得及び当該利用者 ID により申請・届出手続きを行う行為。
- (2) 本システムの情報の改ざんや有害なコンピュータープログラムの書き込み、ウイルスに感染したファイルを送信する行為。
- (3) 本システムの管理・運営を妨げる行為。
- (4) 当機関及び第三者の著作権、商標権、その他知的財産権等を侵害する行為、又は侵害するおそれのある一切の行為。
- (5) 本システムを当機関への申請以外の目的で利用する行為。
- (6) 他人の利用者 ID、パスワード等を不正に使用する行為。
- (7) 本システムに不正にアクセスすること。
- (8) 本システムの利用者として有する権利を第三者に譲渡又は承継もしくは使用させること。
- (9) 法令等に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (10) その他、当機関が不相当と判断する行為。

(利用の停止又は制限)

第7条 当機関は、利用者が前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合、又は行つたと疑うに足る相当な理由がある場合、利用者に事前に通知し、本システムの利用を停止又は制限することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、通知することなく本システムの利用を停止又は制限することができるものとする。

(提出可能な電磁的記録の仕様等)

第8条 提出可能な電磁的記録の仕様は、本システムで処理可能な仕様とし、識別可能なものとする。

2 本システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とする。

- (1) 半角英数字及び記号は、JISX-0201-1997 を使用する。
- (2) 全角漢字は、JIS 第一水準漢字、JIS 第二水準漢字を使用する。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用する。

(個人情報保護)

第9条 当機関が、本システムを提供する上で知り得た利用者等の登録情報、入力情報、電子ファイル及び利用履歴の取り扱いについては、当機関が個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき作成した「個人情報保護方針」に準ずるものとする。

(問い合わせ)

第10条 本システムの利用に関する問い合わせの連絡先については、当機関のウェブサイトに掲載することとする。

(免責事項)

- 第 11 条** 当機関は、当機関の故意又は重過失により発生した損害を除き、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 2 当機関は、当機関の故意又は重過失により発生した損害を除き、本システムの提供の遅延、本システムの変更、本システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって生じたいかなる損害に対して一切の責任を負わないものとする。
- 3 当機関は、本システムに障害が発生したときには、早急な復旧に努めることとする。ただし、当機関の故意又は重過失により発生した損害を除き、このことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定める消費者である場合には本条を適用せず、民法の規定に従うものとする。

(著作権)

- 第 12 条** 本システムに含まれるプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されている。本システムに含まれるプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為及びリバースエンジニアリングを禁じる。

(本システムの運営委託)

- 第 13 条** 当機関は当機関の責任において、本システムの運営の一部あるいは全部を第三者に委託することができるものとする。

(本規約の変更)

- 第 14 条** 当機関は、必要があると認めるときは、利用者に対して事前に通知することなく、本規約を変更することができるものとする。
- 2 当機関が本規約の変更を行った場合には、速やかに当機関のウェブサイトに掲載するものとする。
- 3 前項の掲載後、利用者が本システムを利用した場合には、当該利用をもって変更後の本規約に同意したものとみなす。

(準拠法及び合意管轄)

- 第 15 条** 本規約は、日本国法に準拠するものとする。
- 2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

令和 7 年 8 月 1 日制定

この規約は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。